

## 文京区環境基本計画 骨子（案）

## 第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本的な考え方 ※理念計画である旨を記載

第2節 計画の枠組み

- 1 位置づけ ※基本構想の環境分野を担当、区の他計画、国や都の法令等との連携
- 2 計画の対象地域 ※文京区全域
- 3 計画の対象とする環境の範囲 ※自然、生活、人文・歴史、社会、地球
- 4 計画の期間 ※平成29年度から平成38年度までの10年間
- 5 計画の構成 ※第1章～最終章までの全体設計図

## 第2章 計画の理念・目標

第1節 基本理念

- ①文京区の環境を構成する重要な歴史・文化、水、みどりを、大切に守り、育てます
- ②環境問題への取組は、身近なものから地球規模のものまで、地域一丸となって進めます
- ③環境の保全・創造には、区民が健康で安全・快適に暮らし続けられるよう、総合的に取り組みます

第2節 望ましい環境共生都市ビジョン

意見交換会の結果を反映。

- 案1 歴史・文化、水とみどりを大切に守り継承し、健康で安全にすみつけられる環境共生都市 ぶんきょう  
 案2 人がつながり、歴史・文化、水やみどり、いのちを守り、育み、未来につなぐ環境共生都市 ぶんきょう  
 案3 ひとつがながる。いのちつなげる。終わらないあしたを築くまち ～ 環境共生都市 ぶんきょう ～  
 案4 文の京のあしたをずっと。みんなで築く、いのちつなげる架け橋に。～ 環境共生都市 ぶんきょう ～  
 案5 文の京のあしたをずっと。みんなでいのちをつなぐまち ～ 環境共生都市 ぶんきょう ～  
 【現行 緑と文化を育み継承する、健康で安全な環境都市 ぶんきょう】

第3節 基本目標

- 1 未来へつなぐ低炭素のまち
- 2 資源を有効利用し、ごみの減量に取り組むまち
- 3 健康で快適に暮らせる安全・安心なまち
- 4 自然とともに暮らし、歴史・文化の息吹を大切に受け継ぐまち
- 5 みんなが一体となって環境を守り、育てるまち

現行計画の柱立てを活かしつつ、個別計画（低炭素、資源循環）の目標や基本方針等を反映。

## 第3章 環境施策

第1節 環境施策体系

第2節 分野別の環境施策

※基本目標ごとの分野別理念（あるべき姿）を記載

※現状・課題、必要な施策、区民・事業者の主な取組の流れを各施策項目レベルで記載

1 未来へつなぐ低炭素のまち【低炭素】

- (1) 再生可能エネルギー導入、省エネルギーの推進
  - ・ 再生可能エネルギー・省エネルギー機器・設備の導入の推進
- (2) 自動車対策、低炭素まちづくりの推進
  - ・ 公共交通機関への利用促進、低炭素まちづくりの推進

「地球温暖化対策地域推進計画」のアクションプランとの整合

2 資源を有効利用し、ごみの減量に取り組むまち【資源循環】

- (1) 廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルの推進
  - ・ 家庭系・事業系の3Rの推進
- (2) 廃棄物の適正処理の推進
  - ・ 適正処理の推進

「一般廃棄物処理基本計画」の施策との整合

3 健康で快適に暮らせる安全・安心なまち【快適・安全】

- (1) 生活環境の保全
  - ・ 大気、水質、騒音・振動、路上喫煙などの生活環境対策の推進
- (2) 地域の魅力を生かした良好な景観まちづくり
  - ・ 地形、歴史・文化、拠点、緑などを生かした文京区らしい景観づくりの推進
- (3) 自然災害等への備え
  - ・ 防災・災害対策の推進、地球温暖化の適応策（熱中症予防、感染症予防、都市型水害対策）の推進

「景観計画」の施策と整合

「地域防災計画」の施策と整合

4 自然とともに暮らし、歴史・文化の息吹を大切に受け継ぐまち【自然共生・歴史・文化】

- (1) 生物多様性の保全
  - ・ 身近な生きものの保全、生態系のつながりの推進
- (2) 緑の保全
  - ・ 公園、市街地の緑の保全、緑のネットワーク化の推進
- (3) 水辺の保全
  - ・ 河川、湧水などの区に存在する水辺の保全の推進
- (4) 歴史・文化の保全・継承
  - ・ 「文の京」の文化を守り、伝え、活用する仕組みづくりの推進

「生物多様性地域戦略」策定に向けた検討を進める旨の記載

「緑の基本計画」の施策と整合

「アカデミー推進計画」の施策と整合

5 みんなが一体となって環境を守り、育てるまち【連携・基盤づくり】

- (1) 普及啓発の推進
  - ・ 計画、環境配慮指針などの情報発信の推進、各種イベントの開催
- (2) 人材育成の推進
  - ・ 環境教育の推進
- (3) 主体の連携・協働による取組の促進
  - ・ 多様な活動主体間の連携・協働の促進

## 第4章 計画の推進

第1節 推進体制

- ・ 各主体、庁内の推進体制の構築

第2節 進行管理

- ・ 進行管理方法

※理念計画として、本計画内で進行管理するのではなく、個別計画において進行管理する旨を記載